重　要　お　知　ら　せ

１．配置予定の監理技術者等について

配置する技術者の資格要件等は、建設業法及び仕様書等を熟読してください。

建設業法第２６条第３項及び同施行令第２７条で求められる工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とは、入札の執行日以前３ヶ月以上の雇用関係があることをいいます。

したがって、請負金額４，５００万円以上（建築一式工事９，０００万円以上）となる場合は、主任技術者又は監理技術者の雇用関係を確認するため、それぞれ次の写しを工事費内訳書の最後に綴り、提出して下さい。

（１）専任で主任技術者を配置予定の場合
　　ア　特記仕様書に規定する請負金額に応じた資格要件を満たす主任技術者の技術検定等合格証明書の写し
　　イ　健康保険被保険者証等の写し
（２）専任で監理技術者を配置予定の場合
　　ア　監理技術者資格証（表・裏面）の写し
　　イ　健康保険被保険者証等の写し

雇用関係を確認できる書類の提出がない場合は入札に参加できないことがあります。※専任を要しない工事の場合は、提出する必要はありません。
※（なお、営業所における専任の技術者は、当該工事現場の専任を要する監理技術者を兼ねることはできません。）

２．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行に伴う請負者の責務について

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。

また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は契約前に発注者と協議を行うこととする。

３．入札内訳書の記載について

工事内訳書には入札金額の内訳として、**材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費**の記載が義務付けられております。

令和８年10月１日以降に入札公告を行った案件により、内訳書に上記経費の記載がない場合は入札無効として取り扱います

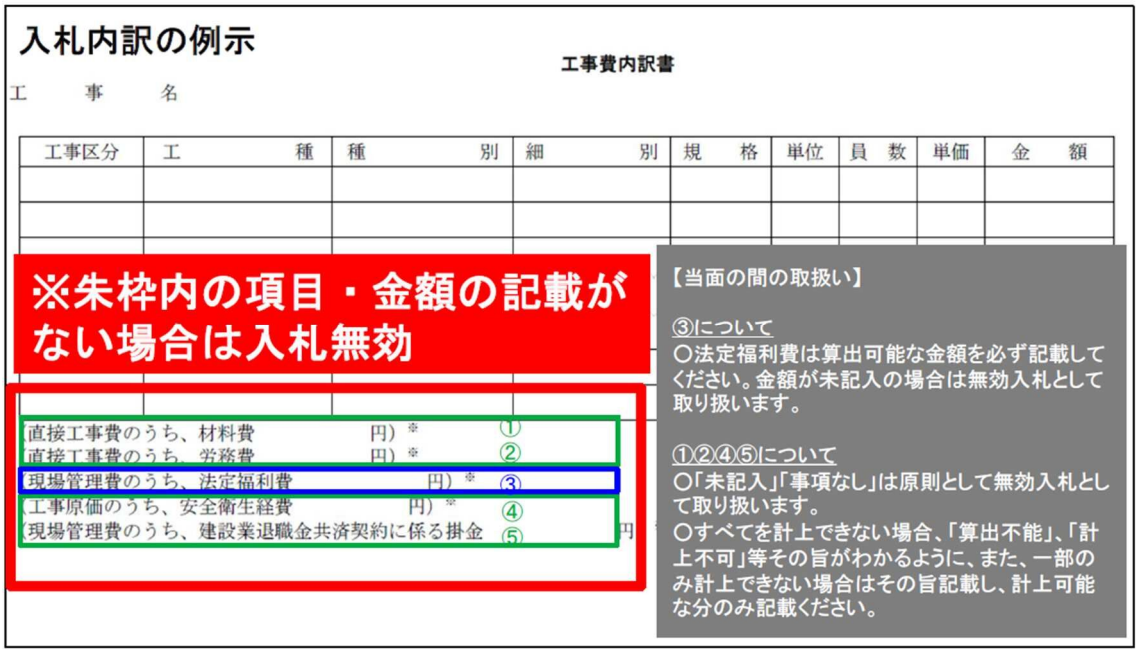
ただし、当面の間、**材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費**について、次の①②の場合は、以下のとおり記載ください。

※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取り扱いの対象外となります。

※以下取り扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

①全てを計上できない場合は、「算出不能」「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

②一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等その旨が分かるように記載してください。



また、設計額が6,000万円以上の案件については、「労務費ダンピング調査」の実施対象案件となり、記載は必須となります。

記載された労務費が一定水準を下回る場合は、理由書の提出やヒアリングの実施を行うこととなっておりますので予めご確認ください。